

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成18年4月20日(2006.4.20)

【公表番号】特表2005-522299(P2005-522299A)

【公表日】平成17年7月28日(2005.7.28)

【年通号数】公開・登録公報2005-029

【出願番号】特願2003-585605(P2003-585605)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/12 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/12 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成18年2月28日(2006.2.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

内視鏡的医療処置において使用されるクリップ装置であって、この装置が、

a) 送出装置に取り付けられた第2のリテーナに嵌合すべく構成されてなる、第1のリテーナと、

b) それぞれが近位端と遠位端とを有してなる複数のアームであって、各アームにおける近位端は、第1のリテーナに結合され、該近位端から遠位側へ延びていて、前記各アームは、弾性材料から形成されていて、前記クリップ装置が開いた状態であるときには、遠位端が互いに離間する傾向をもち、前記クリップ装置が閉じた状態であるときには、互いに近接するような上記アームと、

c) 複数のアームのまわりに配置されてなる摺動リングであって、前記摺動リングは、前記クリップ装置が開いた状態であるときの第1の位置と、クリップ装置が閉じた状態であるときの第2の位置との間にて、可動になつていて、前記摺動リングは、第2の位置にあるときには前記アームの遠位端を近接させるように構成されているような上記摺動リングと、を備え、第1のリテーナは、摺動リングが第1の位置にあるときには、摺動リングの中に配置され、摺動リングが第2の位置にあるときには、摺動リングの近くに配置され、

前記第1のリテーナは送出装置における第2のリテーナに係合し、前記摺動リングは、第1の位置にあるときには第1のリテーナが第2のリテーナから係脱することを防ぎ、前記摺動リングは、第2の位置にあるときには第1のリテーナが第2のリテーナから係脱することを許容する、ことを特徴とするクリップ装置。

【請求項2】

第1のリテーナは近位部分と遠位部分とを備え、近位部分はフックとノッチとを有し、フックは第2のリテーナに設けられたノッチに係合すべく構成され、ノッチは第2のリテーナに設けられたフックに係合すべく構成されている、ことを特徴とする請求項1に記載のクリップ装置。

【請求項3】

第1のリテーナの遠位部分は円形の横断面を有し、フックは半円形の横断面を有し、ノッチは半円形の横断面を有し、フックの横断面積は、ノッチの横断面積に比べて大きくなっている、ことを特徴とする請求項2に記載のクリップ装置。

【請求項 4】

摺動リングは内面を形成する管状の横断面を有し、内面は、第1のリテーナの遠位部分における円形の横断面の直径と略等しい直径を有している、ことを特徴とする請求項3に記載のクリップ装置。

【請求項 5】

摺動リングは近位部分と遠位部分とを備え、近位部分は、第1のリテーナの外面及び第2のリテーナの外面と摺動可能に係合すべく構成されてなる内面を形成している、第1の管状の横断面を有し、遠位部分は、前記各アームの外面と摺動可能に係合すべく構成されてなる第2の管状の横断面を有していて、第2の管状の横断面は、第1の管状の横断面に比べて小さくなっていて、前記摺動リングがクリップ装置の近位端から外れることを防いでいる、ことを特徴とする請求項1乃至4のいずれか一項に記載のクリップ装置。

【請求項 6】

前記アームのそれぞれの遠位端は、内方へ屈曲した先端部分を備えている、ことを特徴とする請求項1乃至5のいずれか一項に記載のクリップ装置。

【請求項 7】

前記クリップ装置は、等間隔に隔てられた3本のアームを備え、前記アームのそれぞれは、遠位端と近位端との間の部分に沿って屈曲している、ことを特徴とする請求項1乃至6のいずれか一項に記載のクリップ装置。

【請求項 8】

送出装置は、操作ワイヤと内側シースと外側シースとハンドルとを備え、操作ワイヤは、内側シースの中に摺動可能に配置され、第2のリテーナに取り付けられていて、内側シースは、外側シースの中に摺動可能に配置され、摺動リングの近位端と係合すべく構成されている、外側シースは、クリップ装置が閉じた状態であるときにクリップ装置を取り囲むように構成されている、ことを特徴とする請求項1乃至7のいずれか一項に記載のクリップ装置。

【請求項 9】

ハンドルが、送出装置の内部容積に連通してなる洗浄ポートを含んでいる、ことを特徴とする請求項8に記載のクリップ装置。

【請求項 10】

洗浄ポートは、内側シースと外側シースとの間のキャビティに連通していて、洗浄ポートは、クリップ装置の付近にて流体が出入りできるように構成されている、ことを特徴とする請求項9に記載のクリップ装置。

【請求項 11】

洗浄ポートは、標準的なルアー取付具を備えている、ことを特徴とする請求項9又は10に記載のクリップ装置。